

○指定金融機関の設置および指定について

制 定 昭和50年10月30日告示第2号

指定金融機関を次のとおり設置および指定するものとする。

記

- 1 本組合の公金の収納および支払のため、昭和50年10月30日から指定金融機関を置く。
- 2 指定金融機関は、昭和50年10月30日から株式会社伊予銀行とする。